



JTUC-aomori

No.373 2021年2月10日

れんごう 青森

発行 日本労働組合総連合会
青森県連合会(連合青森)
発行人 山内裕幸 編集人 堤 史子
青森市本町3丁目3の11
青森県労働福祉会館内
TEL (017)735-0551
FAX (017)735-0553
URL <http://aomori.jtuc-rengo.jp/>
月1回発行 1部10円
(組合員の購読料は会費の中に含む)

働きの価値に見合った水準への引き上げで将来不安を払拭する春闘に!

連合青森2021春季生活闘争討論集会



連合青森は2月6日(土)13時30分から、青森県労働福祉会館で「2021春季生活闘争討論集会」を開催し、加盟組織からオンラインも含め110名が参加した。

集会では「月例賃金」の改善にこだわる取り組みの継続を通じ、賃上げの流れを定着させ、「底上げ」「底支え」「格差是正」を実現し、コロナ禍にある今、「感染症と経済の自立的成長」と「社会の持続性」の実現に向けて全力を尽くす。またその成果を広く社会に波及させ、すべての働く者の賃上げ、労働条件の向上を勝ち取ろうと意思統一した。

あいさつに立った塩谷進会長は「感染症対策と経済の復旧は二律背反ではないこと、雇用を守ることと賃上げは二者択一を迫られるものではないこと」と述べた上で「7年連続してきた賃上げの流れを止めず、雇用維持を大前提にすべての労働者の処遇を価値に見合った水準に引き上げ、将来



賃上げの流れ継続を訴える塩谷会長

不安を払拭する。これまで以上に厳しい環境下での闘いが勝利に向け頑張ろう」と呼びかけた。

次に連合総合政策推進局・労働条件局大久保暁子局長が「連合2021春季生活闘争方針」について提起し、約3分の1の組合で個別賃金を把握できていない実状を述べ、「働きの価値に見合った水準への引き上げ、男女間賃金格差の是正を図るためには説得力のある要求書作りが必要。賃金実態の把握と賃金制度の確立が不可欠」と体制整備の必要性を述べた。

続いて日本銀行青森支店森本喜和支店長より「青森県内の経済状況」について説明がされた。

集会後半に入り、山内裕幸事務局長が「連合青森2021春季生活闘争方針」について提起し、最後に「分配構造の転換につながり得る賃上げを実現する」とした「闘争開始宣言」を採択し、団結ガンバローを三唱し、2021春季生活闘争勝利に向け闘いの火ぶたを切った。

誰もが希望を持てる社会を実現!
安心・安全に働ける環境整備と
「底上げ」「底支え」「格差是正」で

2021春季生活闘争



賃上げ要求10,500円程度（5.0%程度）「底上げ」「底支え」「格差是正」の実現を！

連合青森2021春季生活闘争方針を決定

連合青森は1月8日（金）第1回闘争委員会を開き、2021春季生活闘争の方針を決めた。

2021春季生活闘争は、「月例賃金」の引き上げにこだわる闘争の継続を通じ、賃上げの流れを定着させ、「底上げ」「底支え」「格差是正」を実現し、コロナ禍にある今、「感染症と経済の自立的成長」と「社会の持続性」に向けて邁進する。また規模間格差の是正、雇用形態間格差の是正、すべての立場に立った働き方の実現に向けた取り組みを強化し、青森県全体の底上げ・底支えを図るとしている。

2021春季生活闘争方針（要旨）

【2021春季生活闘争の展開】

すべての組合は「月例賃金」の絶対額の引き上げにこだわり、名目賃金の最低到達水準と目標水準への到達、すなわち「賃金水準の追求」に取り組むこととする。

1. 賃上げ要求について

1) 賃上げ要求目標

①賃金カーブの算定が困難な場合

10,500円程度（5.0%程度）

（賃金カーブ維持相当分3,600円＋賃上げ分4,600円程度＋格差是正分2,300円）

②賃金カーブの算定が可能な場合

賃金カーブ維持相当分＋賃上げ分4,600円程度＋格差是正分2,300円

「10,500円」の要求組立て

定期昇給相当分…3,600円（2.0%程度）

賃上げ分……………4,600円（2.0%）

格差是正分……………2,300円（1.0%）

※2020連合青森構成組織賃金実態調査による全産業・男女の平均賃金（237,193円）より算出

③初任給の要求目標

155,800円（18歳高卒初任給参考目標値）

2) 一時金

月例賃金の引上げにこだわりつつ、年収確保の観点も含め水準の向上・確保を図る。

2. 規模間格差の是正（中小の賃上げ要求）

1) 中小においては生活の基盤となる「月例賃金の引上げ」にこだわり、賃金カーブ維持分の確保のみならず、賃金引き上げ分（2%程度）と格差是正分（1%以上）を求める。

2) 地場労組の共闘強化のために「地場労組対策委員会」を設置し取り組みを展開する。

3) 連合青森ミニマム運動の推進

県内地場企業においては賃金制度が未確立のため経営者の恣意的判断で賃金格差、中途

採用者の低賃金、男女間賃金格差等が生じている。格差是正へ向け地域ミニマム運動を展開、賃金実態調査結果と照合し引き上げ水準の設定や妥結総額の配分交渉に活用できるようにする。

3. 雇用形態間格差の是正（時間給の引上げ）

- 1) 企業内最低賃金時給1,000円以上を目指す。
- 2) 働きの価値に見合った水準に引き上げるため、昇給ルールの導入・明確化に取り組む。

4. 政策・制度実現の取り組み

- 1) 雇用の安定と確保に向けた取り組み
- 2) 企業間における公正・適正な取引確立への取り組み
- 3) 税による所得再分配機能強化への取り組み
- 4) 社会保障制度の充実・確保への取り組み
- 5) 高齢者が安心して働くことのできる環境整備
- 6) 女性活躍推進とハラスメント対策の取り組み
- 7) 教育の無償化・奨学金の拡充への取り組み

【闘争の進め方】

1. 基本的考え方

①すべての労働者を対象とし「底上げ」「底支え」「格差是正」の実現に重点を置いた闘争を展開するために共闘体制を構築する。②賃金制度整備や交渉力強化に向けた支援を強化する。③地域活性には地域中小企業の活性化が不可欠とし、地域のあらゆる関係者との連携を図る。④雇用・生活条件の課題解決に向け、「政策・制度実現の取り組み」と連動させ展開する。⑤すべての働く人に春季生活闘争のメカニズムや意義・目的の浸透を図るとともに、消費マインドの向上を図り互いが支え合う社会を作る。⑥労働基本権にこだわる闘争を展開する。等。

2. 要求書の提出

2月末までに要求書を提出する。

3. 中小労組の取り組み体制

「地域ミニマム運動」を推進し、賃金水準を地域全体に開示し、地場職種別賃金相場形成の運動を進めていく。

4. 社会対話の推進

5. 情報・連絡体制の強化

6. 「労働相談ホットライン」活動強化

7. 討論集会、総決起集会等

①2021春季生活闘争討論集会

2月6日(土)13時30分 県労働福祉会館

②今年もガンバル！2021地場労組交流の集い

2月26日(金)13時 県労働福祉会館

③2021春季生活闘争総決起集会

3月6日(土)10時30分

リンクステーションホール青森

8. 労使交渉懇談会等の開催

①2021春季生活闘争に関する申入れ

1月29日(金)11時 県経営者協会

②2021年労使交渉懇談会

3月10日(水)13時30分 ホテル青森

③県・労働局への要請は3月11日(木)

コロナ禍において更なる連携が必要とされる！

2021年第1回連合青森構成組織出身議員意見交換会

連合青森は2月1日(月)、青森市のアートホテルにて「2021年第1回連合青森構成組織出身議員意見交換会」を開催し、連合青森政治センター幹事や組織内議員29名が参加し、政策的課題等について意見交換をした。

あいさつに立った連合青森塩谷進会長は「コロナ禍においては組織内議員との一層の連携が必要」と述べた上で「働きやすい環境づくり、住みやすい町づくりに向けて課題を共有し、生活者の視点に立った政策実現に向け、各議会で意見を反映してほしい」と述べた。

続いて課題提起に入り、各議会での活動状況や政策関連等について意見交換に入った。

意見交換ではコロナ禍での課題が多数出され「雇用調整助成金等、国の制度がきちんと活用されているのか。休業支援給付金のように個人で申請可能なものもあるが、申請したことにより解雇されてしまったというケースを耳にする。申請書類提出の手助けや解雇事案等のフォローも連合が



組織内議員の皆さん⑤

やるという意識をもち、今こそ従来の運動とは異なる運動もすべき」や「現場の声を集め緊急要請も必要」、「新聞によると国の制度を知らないという人が半数を占めていた。マンパワー、金銭的問題もあるが、知らせる活動にも注力してほしい」等、様々な要望があった。また、多大な建設費をかけ高度な衛生管理体制を尽くした八戸漁港第3魚市場A棟の4億円以上に及ぶ累積赤字について「市の対応を議会で追及していく」との報告や少子化による高等学校の統廃合の扱いについても意見交換がされた。

あなたの賃金、下回っていませんか？

地域ミニマム設定額とは、連合青森に加盟する組合員の賃金実態調査結果を基に設定した年齢別最低水準値です。これより低い賃金では働かない、働かせないことを地域に広め、賃金の底上げを図る連合青森の運動です。

連合青森2021ミニマム設定額			
年齢	月収額	年齢	月収額
20歳	180,000円	35歳	233,000円
25歳	197,000円	40歳	250,000円
30歳	215,000円	45歳	267,000円

秘密
厳守

なんでも労働相談ダイヤル

フリーダイヤル 0120-154-052

下回ったら法律違反!!

青森県の最低賃金は…**793円**



連合青森

青森市本町3丁目3-11(青森県労働福祉会館内)
☎017-735-0551



時間外労働には労使間での「36(サブロク)協定」が必要です。～自分の時間、大切にしますか?～

デフレ脱却の取り組みを水の泡にしてはならない！

県経営者協会に申入れ

連合青森は1月29日（金）、青森県経営者協会（七尾嘉信会長）に対し、「2021年春季労使交渉に関する申入れ」を行った。

この申入れは今春季生活闘争にあたり、全国最低水準に位置する本県の労働条件改善に労使一体となり取り組むことが、県外への人口流出や中央との格差を是正し、地場企業に持続的活力を与え、地域経済の発展に不可欠であるとして行われた。

要請内容は①「10,500円（5.0%）程度」の賃上げ、②雇用形態間格差の是正、③男女間格差・生活関連手当支給基準の是正、④すべての労働者の立場に立った働き方の見直し、⑤法定最低賃金の改正の5項目にわたった。

連合青森塩谷進会長は「7年連続で賃上げを実現してきた流れを止めてはいけない」と強調し、①デフレ脱却の取り組みを水の泡にしない、②社会機能を支えるエッセンシャルワーカー等の処遇



県協七尾会長（左）に要請書を手渡す塩谷会長

を働き方の価値に見合った水準に引き上げる、③月例賃金の引き上げによる雇用・生活不安の解消を図るとする3点について述べ「連合が労働者の旗振り役となり方針を掲げ取り組む」と述べた。

これに対し県経営者協会七尾会長は「事業継続と雇用維持が大前提」と述べた上で、「新型コロナの影響で多くの企業で業績を落としており、多業種にわたるため一律の対応は難しい。自社の業況や雇用状況を踏まえ、自社の支払い能力に応じ労使間で協議していく必要がある」と述べた。

この申入れに対する回答は3月10日「労使交渉懇談会」で示される。

2021年2月行動予定 2月10日現在

- 2月10日(水)18時30分 県労働福祉会館 「第1回女性委員会幹事会」
- 2月11日(木)10時30分 県労働福祉会館 「連合青森第31回青年委員会総会」
- 2月19日(金)11時30分 さくら野青森店前 「連合(05)の日」街頭行動
- 2月24日(水)～25日(木)10時～19時 「全国一斉なんでも労働相談ダイヤル」
- 2月24日(水)10時30分 県労働福祉会館 「第1回組織拡大委員会」
- 2月24日(水)14時 県労働福祉会館 「第12回三役会議」
- 2月24日(水)上記終了後 県労働福祉会館 「第2回戦術会議」
- 2月26日(金)11時 県労働福祉会館 「第2回地場労組対策委員会」
- 2月26日(金)13時 県労働福祉会館 「2021地場労組交流の集い」

各地協春季生活闘争関連集会日程

- ・ 2月16日(水)18時 津軽地協春闘討論集会
- ・ 2月17日(木)18時 西北五地協春闘討論集会
- ・ 2月19日(金)18時 上三地協春闘討論・決起集会
- ・ 2月19日(金)18時30分 下北地協春闘討論集会・絆集会
- ・ 2月26日(金)18時 三八地協闘争開始宣言・決起集会

2021年3月行動予定

- 3月5日(金)11時30分 さくら野青森店前 「連合(05)の日」街宣行動
- 3月5日(金)13時30分 県労働福祉会館 「第3回政策委員会」
- 3月5日(金)15時 県労働福祉会館 「第2回闘争委員会」
- 3月5日(金)上記終了後 県労働福祉会館 「第14回執行委員会」
- 3月5日(金)17時 県労働福祉会館 「第1回メーカー実行委員会」
- 3月6日(土)10時30分 リンクステーション青森 「2021年春季生活闘争総決起集会」
- 3月6日(土)11時30分 リンクステーション青森 「3.11を忘れない“絆”集会」
- 3月6日(土)12時30分 リンクステーション青森 「官公部門連絡会春闘勝利総決起集会」
- 3月6日(土)15時 さくら野青森店前 「3.8国際女性デー」街頭行動
- 3月10日(水)13時30分 ホテル青森 「2021年春季生活闘争労使交渉懇談会」